

Title	Kurt Klotzbach, Das Eliteproblem im politischen Liberalismus-Ein Beitrag zum Staatsund Gesellschaftsbild des 19
Sub Title	
Author	東畑, 隆介(Tohata, Ryusuke)
Publisher	三田史学会
Publication year	1972
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.44, No.2 (1972. 1) ,p.101(237)- 108(244)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19720100-0101

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

なスフィックスの歴史も本書を繙くことによって知ることが出来、暇にまかせて読んでも大面白く辞典である。

とまれ簡約にして網羅的な本辞典は古典に関心を持つ人々のみか、紫の煙をくゆらせながら、或いはキオスの葡萄酒をかたむけながら「荒地」や「ヒュペリーオン」を読む人々にとっても又極めて有益かつ便利であることは確かである。

Kurt Klotzbach, *Das Eliteproblem im politischen Liberalismus—Ein Beitrag zum Staats- und Gesellschaftsbild des 19. Jahrhunderts,* Köln und Opladen, 1966.

東 畑 隆 介

最近の西独史学の一つの傾向として、政治学や社会学で使用される概念を適用した政治史や政治思想史の多いことが挙げられよう。これは、曾て、シーダー、コンツェ、ヴァーグナーなどによって主張された歴史学と社会科学との協力が単なる理論的な要請から具体的な適用の段階へと進んだことを意味している。ここに紹介するクロッチュバッハの書物も、このような現代西独史学の傾向を示している。著者は現代史の大家ブラッヒャー教授の門下で、一九六五年の夏学期にボン大学哲学科に提出した学位請求論文をもとにして、本書を執筆したとのことである。

批評と紹介

次に本書の内容であるが、本書は「問題」と題する序論と一、「国家と社会間の闘争における財産エリートと教養エリート」二、「自由主義市民階級の政治的観念の世界におけるエリート」三、「決戦に際してのドイツ自由主義」四、「自由主義と政党」五、「平等の大衆の時代の開始に際してのエリートの自由主義の権利の要求と弁明」六、「ドイツ自由主義の悲劇のなかでのエリートの問題」などの六章及び「結論」から成っている。

以下、順を追って本書の内容を紹介することにする。

先づ序論においては、「エリート」という概念の理論的考察が試みられる。著者は、従来の社会学や政治学におけるエリートの問題の中心は最高の社会的、政治的権力の行使の問題であったと述べ、パレート、ミヘルス、モスカなどのエリート理論を検討した後、「エリート」の特性表示のためには、最高の権力を行使する階級という概念以上のものが必要であり、「社会、国家、国民の特定の集団に「エリート」という称号を授けるためには、社会的諸関係や諸価値のより包括的な観念、政治的諸要素や諸衝撃のより広範囲の基礎を必要とする」と述べている。次に身分、階級、エリートの相互関係について、身分社会における政治・社会権力の基礎が「名誉」や「社会的評価」であり、階級社会の指導階級の支配の基礎が財産関係であるのに対して、「エリート」を特色づけるものは、「国家的もしくは社会的全体への責任及びそれへの放射と関連する能力ある業績の概念(der qualifizierte Leistungsbegriff)」であり、このようなエリートの標識は、身分や

階級に基く政治的、社会的差別が克服されるとともに客観化されたとする。二十世紀のエリート社会の基礎は、古き身分的指導層に比べて、業績による是認を必要としたブルジョア階級社会によって築かれたが、工業社会における官僚化の進展とともに、指導的な地位の占拠と差別化的選別の方法 (die differenzierten Auslesemethoden) は益々客観的な業績能力 (sachliche Leistungsqualifikation) に基くようになったと述べている。次いで現代社会におけるエリートの機能を下からの意見と上からの決定との間の調整作用を行うことにあると定義している。

エリートの概念の理論的考察に次いで、それについての歴史的な考察が行われる。ブルジョア中産階級の興隆はエリートの問題に関して、アンシャン・レジームの比較的狭小な指導集団の代りに、社会的、政治的エリート形成のためのより幅の広い基礎が發展したことを意味した。それは政治的、文化的、社会的發展に有益な影響を及ぼしたが、同時に、曾ての身分的エリートのもっていた自然的排他性を喪失したエリートが、もはや具体的なエリートの理想を自覚的、代表的に形成するに至らないという危険とも結びついてきた。従って、自由主義の直面した課題は、新しい国家的、政治的及び社会構造上の諸問題という堅張の場 (Spannungsfeld) において、自由主義の理想を実現することの出来る新しい「自由主義的」エリートを形成することであると述べられている。

第一章では、ドイツと西欧との市民階級の発生と發展、三月前

期のドイツのエリートの特性が論じられる。封建的秩序の廃止とともに、西欧においてもドイツにおいても国家と社会の新しい緊張の場が発生した。イギリスでは、一六八八年以後、国家・社会間の緊張は、与・野党間を絶えず交代する政府が社会の執行権力となることによって解決された。これに反して、フランス大革命は社会・国家間の対立を止揚出来なかった。革命後、ブルジョア上層部は一七八九年の社会をいわば最終的なものと考え、あらゆる民主的な發展のうちに、ジャコバンの恐怖政治あるいは社会主義的絶対主義の萌芽をみる傾向を強めたのに対して、大革命の平等の理念は、自由主義的教養エリートと財産エリートに対する下層階級の社会・経済的闘争の手段となった。一八四八年にいたるまでのフランス自由主義を特色づけた革命的イデオロギーと社会・経済的利益との間の闘争の結果、市民階級は、単なる財産の利益を擁護しようとする傾向をますます強め、政治エリートの進歩的性格は失われた。ドイツにおける政治的發展は西欧諸国と全く異った経過をたどった。国家の統一がおくれたことやルター派の政治的無関心のために、ドイツにおいては国家の眞の基礎としての「社会」の發展がみられず、西欧においては能動的な国民が果さねばならなかった役割を啓蒙絶対主義が果さねばならなかった。このような上からの革命の結果、ドイツ啓蒙主義はフランスのような政治革命を呼びおこすことなく、ドイツ観念論に代表されるような精神的思弁のなかへと押しやられてしまい、市民階級は政治エリート思想の發展のための強固な出発点をもたなかった。十

八世紀末から十九世紀世紀にかけて、市民階級の内部に教養がその特権である精神エリートが、また産業革命が進行するにつれて、経済的階級構造の頂点に立つ財産エリート（企業家階級）が形成されたが、前者が追求した自由は、政治的に何ら具体的な内容をもたない「人間としての自由」（カント）に過ぎなかったし、後者は第四階級の社会的生存及び政治的権利の要求に面して、反動化した。その結果、市民階級、とくに財産エリートは、既に一八四八年以前にあらゆる平等的・民主的思潮に無関心な態度を示し、封建化の兆しを示していたと述べられている。

第二章においては、三月前期の自由主義のエリートの理論と政治エリートを形成する実践的な試み及びエリートの問題と関連して、自由主義の人民主権、選挙権、代表などに関する理論が論じられている。

ドイツ自由主義のエリート理論に具体的な手がかりを提供したのは、イギリスの憲政の理論と実践であった。一六八八年以後、イギリスにおいて政権を担当したジェントリーがカースト的封鎖性をもたず、階級的利害の調整と公共の福祉のために尽力したという事実は、その後のイギリス自由主義の発展に大きな影響を及ぼし、革命的変革によってでなく、改革によって自由と市民政府を実現しようとするイギリス自由主義の努力の源泉となった。加うるに、イギリスの統治制度は支配階級間の絶えざる利害の調整と国民的、一般政治的な関心事に対するエリートの責任とを保証しようとすることによって、制度的な根拠をもつエリートの形

成を促進した。このような政治的遺産がフランスの自由と平等のイデオロギーに反対するバークの貴族的自由主義の基礎であった。十八世紀末から十九世紀初頭にかけて、議会を独占した貴族階級は自らの利害は国家のそれと一致するという根拠に基いて、全国民を代表する権利を要求した。一八三二年以後の中産階級の興隆とそれに伴う選挙権の改正も、このようなイギリス議会の貴族的な性格を本質的に変化させることが出来なかった。代議制度のエリートの性格は依然として維持されたのであった。

次に、ドイツ自由主義のエリート理論を精神的に基礎づける試みとして、ヘーゲルの国家哲学が、政治エリート形成の最初の実践的試みとして、フライヘル・フォム・シュタインの改革がとりあげられる。ヘーゲルの国家理論については、ここでは市民社会における個人の自律的な政治活動は否定され、社会階級の問題は論じられなかったから、ブルジョア自由主義の階級構造の内部で形成される政治エリートの問題には何らの独立的な意義が与えられなかったとその保守的性格が指摘され、シュタインの改革については、それが後年の自由主義自治理論におけるエリートの問題の扱い方に持続的な影響を及ぼしたこと、後年のドイツ自由主義は民族及び国民の理念の形成を彼の改革に負うものであることが指摘されている。

次に自由と平等についての自由主義の理念の解明と関連して、自由主義が「人民主権」を如何に解していたかが問題とされる。自由主義にとって、「人民主権」は何ら絶対的な原理でなく、自

然的な秩序をもつ社会における自由な個人の自己活動という目的のための手段にすぎなかった。従って、自由主義的な意味での平等は「法の前の平等」であって、「諸権利の平等」ではなかった。経済的及び精神的競争の戦いのうちに個人の自由をみる自由主義にとっては、不平等は業績の競争 (Leistungswettbewerb) の自然的な結果にすぎなかったから、社会という自由な場における競争の結果である教養と財産とがエリートの標識とされた。その際、自由主義者は、ブルジョアのヒェラルヒーが平等な出発点と上昇の可能性に基いた自由な業績の競争の結果というよりも、むしろ既存の財産の相違の結果であるという事実や政治的な判断・決断能力は社会的な地位や特殊な生活形態と何ら強い、原則的な関係をもつものではないという事実を認識しなかったと、自由主義の限界が指摘されている。次いで、選挙権の問題に関して、独仏初期立憲主義の代表的理論家として、バンジアミン・コンスタンとロテックの選挙権理論がとりあげられ、前者が財産所有者の利害と国家のそれとの一致を根拠にして、選挙権、被選挙権を有産階級にのみ認めただのに対して、後者は選挙権に関しては、「生計の独立」を得るための条件としたが、被選挙権に関しては、財産による制限を設けなかった。従って、ロテックの理論は、選挙権が排他的な特権と化したり、下層階級から有権者が遮断されるというフランス自由主義が陥った危険を回避することが出来たと、高く評価されている。更に「代表とエリート」の問題に関連して、自由主義の代表理論が検討される。それによると、

議員は教養と理性とを代表し、単に自らの出身である市民階級のみならず、全国民を代表し、国民全体に対して義務を負うものであった。この場合、代表という概念の標識となったものは、ブルジョアエリートの教養であり財産であった。教養という標識に財産という標識が結びつくことによって、議会は国民の全体意志の代表であると同時に、不可避免的に社会的な利害の集合と化した。十九世紀の議会においては、財産エリートは純然たる階級の利益を追求した。しかし、自由主義は理論の上では、国民の代表者と個々の特殊利益の代表者という議員の二重の役割を認めなかった。自由主義のこのような代表概念に対して、王政復古期のフランス自由主義は批判的であった。この時期のフランスの自由主義者は議会エリートに対して、精神的な資格と並んで財産ブルジョアジーの社会的利害を有効に代表する実務的な能力をも要求した。これに反して、ドイツの自由主義は余りにも一面的にブルジョアの「教養」を重視したため、教養と現実の政治、精神と権力とを結びつけることが出来なかったと、その非政治的性格が指摘されている。最後に、自由主義は原則的に古い貴族階級の代表への権利の要求を否定するものではなかったとして、コンスタン、ダールマン、ヴェルカーなどの上院理論が検討され、貴族によって代表される上院エリートについての彼等の構想はアンシャン・レジームのエリートへの単なる譲歩というよりも、自由主義エリート思想の拡大と深化とを意味していたと評価されている。

第三章においては、ドイツ自由主義の決戦期ともいべき一八

四八・九年の革命における自由主義エリートの悲劇と革命性折後の自由主義エリートと保守的指導層との接近が論じられている。先づフランクフルト国民議會について、理論家の数が實際家のそれを上廻り、法律家や大学教授の数が商人や手工業者のそれを上廻るといふその構成の特徴とそれに由来する議會の非政治的性格が指摘されている。そうして、フランクフルト議會の大多数の議員は精神的な能力の点では抜んでいたとしても、政治的な能力の点ではそうでなかったことが「ドイツ理想主義の悲劇」であったと述べられている。革命の進展とともに、既に革命前にみられた教養・財産エリートと民衆との利害の対立は尖鋭化し、その階級的立場をますます意識するようになった教養エリートと財産エリートは反動勢力に接近していった。その結果、三月前期の自由主義の価値体系は一八五〇年以後、その曾て有した意義を失った。財産エリートはその経済的・社会的地位が安定するにつれて、政治改革への関心を喪失した。教養エリートも革命後、形而上学的体系の政治的作用の可能性について懐疑的になった。ビスマルクによるドイツ統一の成功は、除々に準備されてきた自由主義エリートと保守的権力国家への屈服が完了したことを意味したと述べられている。

第四章では、国民自由党を中心にドイツの自由主義政党的の成立と没落とがとりあげられる。先づ自由主義政党的の発生に関して、一八四八年以前のドイツの自由主義政党的は組織の点で、ルーズな集団にすぎず、心術(Gesinnung)と世界観とが精神エリートを

集団に統合する原動力であったと指摘される。次いで、一八四八年の革命は自由主義政党的の形成を促進はしたものの、自由主義政党的のこのような世界観政党的としての性格は変らなかつた。自由主義政党的のルーズな組織形態、しばしば具体性の欠如した綱領、イニシヤティブを阻げ、党組織内部に政治的にはっきりした輪郭をもった指導層を生み出すことを阻げた。そのため、自由主義エリートの役割は単なる批判と抽象的・ドグマ的な綱領の繰り返しに限定され、彼等の政治的な行動能力は萎縮してしまつた。

自由主義エリートの挫折と頹廢とは、ビスマルクの時代に成立した国民自由党のうちに凝縮した。一八七〇年以後、政治理念に対する経済的利害の優位が決定的なものとなるにつれて、政党的は多数の、結集した利益諸組織の支持を得ることによつてのみ、強力な地位を維持することが出来た。しかし、国民自由党は「明確な利益的基礎」(eindeutige Interessbasis)をもたなかつたために、都市と農村、保護関稅的な傾向の強い工業と自由貿易的な傾向の強い金融資本の対立によつて、しばしばその統一を脅かされた。カルテル政策が進むにつれて、国民自由党に結集していた産業ブルジョアジーの指導階層は右傾化した。それと同時に国民自由党内部における経済的な特殊利益の重要さが増大し、その結果、国民自由党はその政治的性格と政治的な行動の可能性とを喪失してしまつた。またその社会学的な構成に関して、国民自由党は第一次大戦にいたるまで、主として財産と教養——工場主、

商人、法律家、医者、高等学校教諭——の代表であるにとどまらず。その発端からブロック政策の時代まで同党を刻印していた名望家エリートの性格は完全に克服されなかった。ルーズな組織、経済的特殊利益の増大、保守的な指導層との同盟によって生じた政治的輪郭の喪失、社会の底流との結びつきのないこと——これらの諸要因は国民自由主義の発展を規定した。国民自由主義はイデオロギーとしても政党としても、ブルジョア政治エリート形成のための実り多き芽を提供しなかったと結論されている。

第五章では、大衆社会という新しい現実に直面した自由主義のエリート観が、トックヴェル、ルナン、ミル、モール、グナイスト、ブルンチュリなどの当時の代表的な自由主義思想家の理論を通して検討される。著者によると、これらの思想家の大半が当時の社会問題を理解することが出来ず、平等とエリートの概念との間の対立のみをみて、時代の趨勢である民主化への傾向に貴族的な原理を対立させた。唯、ミルとブルンチュリの政治理論に平等とエリートの概念との結合の萌芽をみることが出来る。ミルは若干の例外を設けたにせよ、原則的には普通選挙制を肯定した。それと同時に、彼は代表制の課題を政治的素質の選別にみ、議会が政治的な能力をもつ人々を出来るだけ完全に掌握することを目的とした選挙手続き——複数選挙制と結びついた比例選挙——を提案した。ブルンチュリも普通選挙権の可能性を否定せず、国家に関する政治的な教養と教育のみをその要件に挙げた。しかし、彼は国民の全ての構成要素と利害はそれが全体に対してもつ重要さ

に応じて代表されねばならないと考え、全市民に関係する問題の投票については、普通、平等、算術的に規定された選挙権を提案する一方、全体の一部が「より優れたものを全体の代表者に高める」ような場合は、算術的な規定では十分でないとして、質の原理を優先させることを主張した。著者はこのようなミルとブルンチュリの選挙権の理論を、政治エリートの問題を新しい大衆民主主義の現実のなかに組み入れようとした試みとして、高く評価している。

第六章では、ドイツ自由主義の悲劇を象徴するものとして、トライチュケとナウマンのエリート理論がとりあげられている。

一八五〇年以後、自由主義市民階級は国家を形成するという建設的、政治的な課題を保守指導層に委ねて、益々私益の追求に専念した。一八七〇年以後の国民自由主義の理論家たちの課題はこのような現実を理論化し、肯定することであった。トライチュケはその最も代表的な理論家である。人間の自然的不平等、財産と教養の不平等な分配を前提条件とする市民社会観に基いて、トライチュケは普通選挙権に反対する一方、ブルジョア教養エリートすなわち国民であるという古典的自由主義の国民概念を拡大して、ブルジョアに貴族を加え、貴族が代表する上院の意義を強調し、自由主義エリートよりも寧ろ保守的支配階級に政治的責任と政治的統合機能とを期待したが、このような彼のエリート理論は、保守勢力に接近して社会民主主義と闘争する当時の財産ブルジョア階級の動向に対応するものであった。

トライチユケの理論に示された自由主義の保守化、それに伴う大衆と保守、自由主義的上層階級との分裂の克服とを意図したのが第二帝政期の自由主義者ナウマンであった。彼は当時の工業社会の分析を通して、大衆民主主義の進展が不可避であることを洞察し、保守勢力に対抗する市民階級と労働者階級の統一戦線や普通選挙権の実施を主張する一方、大衆社会における民主主義を統合する役割を企業家エリートと教養エリートとに期待したが、このような彼のエリート思想は企業家エリートが封建化し、教養エリートが政治的な関心を喪失していた当時の政治的現実から遊離したものであったから、現実に大きな影響力を及ぼすことは出来なかった。

上記のように、十九世紀初頭から十九世紀末、二十世紀初頭にいたるドイツ自由主義のエリート理論の変遷を追求してきた著者は最後に結論として、次のように、ドイツ自由主義の特質を要約している。

ドイツにおいては、イギリスにおける「ジェントルマン」、フランスにおける市民階級のような政治的な階級が発達しなかった。そのため、自由主義の貴族的な人格の理想はドイツ自由主義にとって、理論的にも実践的にもとくに強い非統制的な作用を及ぼした。自由主義は観念論哲学の自律の観念に示されたような抽象的な理想のために、権力政治的な闘争の調停という手近かな諸問題への関係を見失う危険に陥った。既に三月前期の理論は国家の支配を勝ち得ることについての明確な構想をもたなかった。一

八四八・九年の革命の挫折後、教養エリートは政治から後退し、財産エリートは自主的な権力政治的要求を断念して、政治的に目覚めた大衆に対して、その経済的利益を守るために、保守的な封建貴族階級の陣営へと方向転換した。これに加えて、自由主義政党的弱体な組織のために、自由党員は名望家的基礎に基いたエリートの形成に代る政党内部での、厳格に組織された指導者の選出に成功しなかった。自由主義は大衆民主主義的な現実への結びつきを逸し、それに敵対した。一方における社会民主主義的な大衆と他方における保守主義的政治指導層と自由主義市民階級の経済的上層階級との間の裂け目は極めて深かったので、ヴィルヘルム時代に、大衆民主主義的な基礎の上に立った政治責任を自覚したエリートは形成されなかった。

以上に紹介してきたように、著者は政治学や社会学などの隣接諸科学の成果——エリートの概念、選挙権や代表の理論、政党論、名望家民主主義や大衆民主主義の概念——をとり入れ、それを具体的な歴史分析に適用している。このような著者の方法は、歴史学と社会科学との協力に基づく新しい政治史学の方法を示すものと云えよう。政治学や社会学に使用される概念を個別的・具体的な政治史に適用するこうした試みは、我が国の歴史学界で従来行われない訳ではなかったが、現在までのところ、極めて少い。それだけに本書を一読して教えられるところが多かった。唯、三月前期のエリートの非政治的な性格についての著者の指摘は正しいとしても、それは現在ではほとんど定説化しているのであるから、そう

した指摘の他に、このようなドイツエリートの非政治的性格を産み出した原因が、ドイツ中産階級やユンカーの社会・経済史的発展との関連で問題にされるべきではなかったか。また著者は自由主義一般の限界をとどころで指摘はしているが、主として、西欧の自由主義と対比して、ドイツ自由主義の歪みを指摘し、そこにドイツ自由主義の悲劇をみているように思われるが、西欧の自由主義とドイツの自由主義との間には、著者が考えるほどの本質的な相異はないのではなからうか。むしろ、ドイツ自由主義の悲劇は、西欧以上に困難な諸条件を伴ったドイツの近代化という課題に直面した自由主義の悲劇ではなかったか、一読して、このような疑問を禁じ得ない。しかし、それは、本書が自由主義、ドイツ自由主義の本質と歴史に関心をもつものにとって貴重な文献であるという価値を否定するものではない。

執筆 者 紹 介

小川英雄	慶応義塾大学文学部助教
松崎欣一	慶応義塾志木高校教諭
藤村東男	慶応義塾大学大学院文学研究科博士課程
中井信彦	慶応義塾大学文学部教授
高橋正彦	同助教
近森 正	同専任講師
会田倉吉	慶応義塾史資料室室長
真下英信	慶応義塾女子高校講師
東畑隆介	慶応義塾大学文学部助教